

# 申請書類について

## 提出書類一覧

入寮願書	(全員提出)
返信用封筒	(全員提出)
平成23年度(平成22年分)所得証明書(市町村発行のもの)	(全員提出)
就学者がいる世帯は学生証のコピー又は在学証明書 (本人・中学生以下は不要です)	(該当者のみ)
年金(恩給)の受給者は決定通知書・振込通知書(写)	(該当者のみ)
家計状況の変動に関する書類	(該当者のみ)
障害者(被爆者)手帳の写し	(該当者のみ)
長期療養者に係る支出状況を証明するもの	(該当者のみ)
火災・風水害等の被害補償に係る支出状況を証明するもの	(該当者のみ)

## 申請書類に関する注意事項

～ は全員提出してください。

～ の提出は該当者のみです。(提出された資料に基づき、一定金額が控除されます)

提出書類の返却は行いませんので、重要な書類は必ず写し(コピー)を提出ください

### 入寮願書(全員提出)

1. 申請時3ヶ月以内に撮影した写真(縦4cm×横3cm)貼付の上、記入例に従い必要事項をきれなく記入すること。
2. 家族状況(保護者等欄・就学者欄)は、平成24年4月1日現在で記入し、申請者と生計を同じくする者を記入すること。(但し、社会人の兄弟姉妹については、同居している場合のみ記入する)  
母子・父子世帯は「特別な家庭事情」の「その他」にその旨を記入すること

### 返信用封筒(全員提出) 切手不要

- ・角型2号封筒(縦33cm×横24cm)に申請者の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

### 平成23年度(平成22年所得分)の所得証明書(全員提出)

- ・申請者と同一生計者のうち、未成年及び就学者を除く全員分の所得証明書を提出すること。  
申請時3ヶ月以内に市区町村役場が発行したもので、記載省略がないもの。  
所得証明書は給与・給与外所得別の金額が明記されているものとする。  
所得がない場合も、所得証明書(非課税証明書)を提出すること。  
私費外国留学生は、所得証明書の提出は不要。

学生証のコピー又は在学証明書(本人・中学生以下は不要です)(該当者のみ)

## 年金（恩給）の受給者は決定通知書・振込通知書（写）（該当者のみ）

複数ある時は、複数分提出して下さい。

## 家計状況の変動に関する書類（該当者のみ）

平成23年1月～12月における収入が、平成23年度（平成22年收入分）所得証明書で証明した金額と著しく異なる場合は、該当する所得に応じて、その状況を証明する書類と理由書（様式は任意）を添付してください。

### ア．給与所得の場合

- ・源泉徴収票（平成23年度）の写しと理由書  
（平成24年1月以降に就職・転職した場合は、直近の給与明細書の写し）
- ・雇用保険を受給している者  
雇用保険受給資格者証の写しと理由書

### イ．給与以外の所得がある場合（商工農林水産業、不動産、著述業、外交員、利子、配当、家賃等の収入がある世帯及び複数から給与所得がある場合）

確定申告書（第一表と第二票）の本人控え（税務署または市区町村役場の受理印のあるもの）

### ウ．その他

その状況を証明する書類と理由書

住宅ローン等の借入金は家計状況の変動には当たりません。

## 障害者（被爆者）手帳の写し（該当者のみ）

氏名及び障害の程度がわかる部分を提出すること（表紙のみは不可）

## 長期療養者に係る支出状況を証明するもの（該当者のみ）

過去1年間（平成23年1月～12月）に医療機関に支払った治療費の金額がわかるもの（病院発行の領収書等）の写し（ここで言う長期療養者とは、申請時現在において同一の病気で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者をいう）

下記、項目は長期療養に支払った金額には含まれません。

- ・入院患者の食費
- ・老人介護施設での家賃、食費（食事療法以外）

## 火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの（該当者のみ）

申請時現在より過去1年以内の罹災・被災による家屋等の修理のために支払った金額がわかるもの（工事費の領収書等）の写し。

## 申請書類チェック表

チェック欄	書類名	
	入寮願書	全員提出  (私費外国人留学生のみ の提出不要)
	返信用封筒	
	平成 23 年度 (平成 22 年分) 所得証明書 (市区町村役場発行のもの)	
	学生証のコピー又は在学証明書	該当者のみ
	年金 (恩給) の受給者は決定通知書・振込通知書 (写)	
	家計状況の変動に関する書類	
	障害者 (被爆者) 手帳の写し	
	長期療養者に係る支出状況を証明するもの	
	火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの	

申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備のあるものは受理できません。

各自、チェック表できちんと確認してから送付するようにしてください。

提出書類の返却は行いませんので、重要な書類は必ず写し (コピーしたもの) を提出してください。

## 入寮願書記入に関する注意事項

記入は平成24年4月1日時点で記載してください。

1. 受験学部名及び受験番号は、必ず間違いのないように記入してください。
2. 「氏名」は略字を使わず、戸籍に記載の文字を記入してください。
3. 緊急連絡先について  
携帯電話や職場など、必ず緊急時に連絡がとれる連絡先を記入してください。
4. 家族記入欄について
  - ・同一生計の家族を記入してください。
  - ・就学者の方は就学者欄へ記入してください
  - ・就学者の在学学校名は国公立か私立かを記入してください。
  - ・「職業」は、会社員・公務員・自営業・農業・パート・年金受給者・主婦のように記入してください。
5. 「給与収入」・「給与外所得」の記入について  
給与所得であれば、所得証明書の収入金額を「給与所得」へ記入してください。  
給与外所得であれば、所得証明書の所得金額を「給与外所得」へ記入してください。  
「給与所得・給与外所得」両方ある方は、両方の欄へ記入ください。

給与所得とは	給与外所得とは
・給与・賃金・役員報酬・退職金・年金 ・恩給・個人年金・失業給付金	・事業所得（自営）・不動産所得・雑所得 ・臨時所得（保険金、山林所得、資産壌土所得）

6. 「長期療養年間必要医療費」について  
過去1年間（平成23年1月～12月）に医療機関に支払った治療費の合計金額を記入してください。  
（入院患者の食費、老人介護施設での家賃・食費（食事療法以外）は除く）  
6ヶ月以上に渡る期間、療養中の方が対象
7. 「風水害等の被害にあった世帯」について  
過去1年以内の震災・罹災の家屋等の修理のために支払った金額が分かるもの  
（工事費の領収書の等の写し）
8. 特別な家庭事情「その他」について  
母子・父子世帯は「その他」の欄に、その旨を記入してください。

提出書類等、各自、きちんと確認してから送付するようにしてください。  
提出書類の返却は行いませんので、重要な書類は必ず写し（コピーしたもの）を提出ください。  
申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備のあるものは受理できません。